

第 3 4 8 回徳島海区漁業調整委員会 議事録

- 1 日 時 令和 3 年 4 月 1 6 日（金）午後 2 時から
- 2 場 所 海区漁業調整委員会室
- 3 出席委員 福島委員、阿利委員、島崎委員、豊崎委員、三原委員、
柏木委員、濱委員、平尾委員、三木委員、岡本委員、
團委員、中西委員、今治委員、中村委員
- 4 欠席委員 福井委員
- 5 事務局 杉本事務局長、加藤主査兼係長
- 6 県出席者 宮本次長、赤澤係長、三好主任
- 7 議 題
 - (1) 会長の選出について
 - (2) 会長職務代理者の選出について
 - (3) 広域漁業調整委員会（太平洋、瀬戸内海）委員の選出について
 - (4) 和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会委員の選出について
 - (5) その他

8 議事

局 長：お待たせいたしました。

ただ今から、第 3 4 8 回徳島海区漁業調整委員会を開催いたします。

今回は、第 1 6 期の新しい委員さんによる初めての委員会でございますので、本来会長が招集する会でございますが、漁業法施行令第 1 4 条の規定により、今回は知事から招集させていただきました。

議事に入りますまでの間、私、事務局長の杉本が進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

先ず、本日の海区委員会成立の確認について、ですが海区委員会は、漁業法、及び徳島海区漁業調整委員会事務規程により、定数の過半数の委員の出席で成立いたしますが、本日、委員 1 5 名中、1 4 名の委員に御出席いただいておりますので、委員会が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、農林水産部の宮本次長よりご挨拶を申し上げます。

次 長：（ 挨 拶 ）

局 長：ありがとうございます。

それではこれから議事に入りたいと思いますが、新しい委員さんによる初の委員会でございますので、
本日ご出席の皆様をご紹介します。

まず、お手元の次第の2枚目、「第16期徳島海区漁業調整委員会委員名簿」によりまして、委員の皆さまからご紹介させていただきます。

（ 委員名簿順に紹介 ）

次に、県関係者の紹介をさせていただきます。
先ほどご挨拶をいただきました宮本次長でございます。
漁業調整課の赤澤係長でございます。

次に、委員会事務局でございますが、加藤主査兼係長でございます。

最後に私、事務局長兼漁業調整課長の杉本でございます。
どうぞよろしくお願いいたします。

局 長：ここで、宮本次長は、用務の関係で退席いたします。

（ 次長 退席 ）

局 長：引き続きまして、今回は委員改選後の最初の委員会であり、
まだ会長さんが決まっておられませんので、議事を進めるにあたりまして、まず、仮の議長をお決めいただき、その後の議事を進めていただく必要がございます。

仮議長の選出をお願いしたいわけですが、選出方法については、如何いたしましょうか。

委 員：事務局案はどうですか。

局 長：前例でいいますと海区委員を長く経験なさっている委員、あるいは最年長の委員にお願いするといった方法でやってございます。

今回の海区委員では、委員年数、年齢ともに、岡本委員がということです。

委員：では、岡本委員に。

(異議なし)

局長：異議なしということでございますので、岡本委員さんに今回の仮議長をお願いいたします。

岡本委員さん、仮議長席へ移動をお願いいたします。

仮議長：それでは皆さん、一番年上ということで、
仮議長を務めさせていただきます。

それではまず、委員の席順についておはかりいたします。
これについて、事務局から説明してください。

局長：お手元の「徳島海区漁業調整委員会配席図（案）」によりまして、説明させていただきます。

この配席図にありますように、入口と反対側の中央向かって左席を会長席、その右隣を会長職務代理席といたしまして、委員席につきましては、向かって右奥から右回りに、委員名簿順に配席するという案を出させていただきました。

ちなみに、委員名簿につきましては、漁業法に規定されている、漁業者委員、学識委員、中立委員の順になっておりまして、それぞれの区分の中では選出回数及び年齢順で名簿を作成しております。

ご審議よろしくをお願いいたします。

仮議長：ただ今、事務局から説明のありました委員の席順について、おはかりします。いかがでしょうか。

(異議なし)

仮議長：異議なしということでございますので、そのようにいたしたいと思います。

次回の委員会からは、ただ今決定しました席順でお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。

議題は、次第のとおり、

- (1) 会長の選出について
- (2) 会長職務代理者の選出について
- (3) 広域漁業調整委員会（太平洋、瀬戸内海）委員の選出
- (4) 和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会委員の選出

についての4件であります。それぞれの選出基準、根拠等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

局 長： （ 資料 1～3 により説明 ）

仮議長：説明は以上のとおりですので、まず会長の選出から審議いたします。

事務局長から説明がありましたとおり、会長の選出につきましては、法令等の規定により委員の互選によることとなっておりますが、選出方法については、いかがいたしましょうか。

委 員：事務局案はないですか。

局 長：事務局案はございませんが、前例では前回は委員から推薦がありまして推薦どおり会の中で賛同を得て決定しております。また、その前の回は会長候補の推薦が2名あったために、候補者を除く委員の中から選考委員を選び多数決で候補者をまとめた経緯があります。その前の回は推薦がなかったため、委員の中から選考委員を選んでいただき選考委員の中で協議を行いました。

委 員：徳島県でも大きな組合の組合長が和田島から出てきてくれているので今治さんになってもらったらどうかと思います。

委 員：これはやっぱり先輩に一期見させてもらってから、どういう感じかわからないから。福島委員のような何期もやられている方にやっていただいたら円満にいくんじゃないかと思うんやけど。

委 員：初めての人より経験者がいいと思います。

委 員：ある程度のことがわかってくればいいが。皆さんに迷惑掛けてもいいけないし。

委 員：経験者の中から選ぶのがいいと思います。

委 員：それが一番いい。

委 員：岡本委員が引き続いてしていただけたら。

局 長：岡本委員さんをはじめ何名か名前が挙がったんですが、岡本委員さんご本人も含まれますので事務局として直接採決させていただけたらと思います。岡本委員さんの声がありました。

（ 異議なし ）

局 長：それでは岡本委員さんで賛同が得られましたので引き続きにはなりますが、岡本委員さんに会長をお願いしたいと思います。

会 長：推薦ありがとうございます。皆さんに迷惑をかけないように一生懸命頑張りますのでよろしくお願いします。

皆様のご協力をいただきながら、今後4年間、円滑な委員会の運営と本県水産業の発展のため、微力ではございますが、頑張っていきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いします。

会 長：それでは、早速議事に入らせていただきます。

まず、本委員会の議事録の署名人を選出しておく必要がございます。

名簿順ということで 福島委員 と 阿利委員 をお願いします。

それでは会長職務代理者の選出について、審議をお願いします。

（ 会長一任の声 ）

会 長：それでは福島委員をお願いしたいと思いますがどうですか。

（ 異議なし ）

会 長：続きまして、太平洋、瀬戸内海広域漁業調整委員会委員の選任をお願いしたいと思います。それから和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会委員の選任について。

局長：それぞれ広域漁業調整委員会あるいは連合海区委員についてどなたか互選あるいは推薦者がいない場合には会長と事務局で協議した上でお諮りするという方法もございます。

太平洋広域については該当される地区の方が2名おられますが。

委員：これについては南部は南部ということで、皆さんがやれとおっしゃるのであれば。

会長：皆さん太平洋の委員は豊崎委員でよろしいですか。

（ 異議なし ）

会長：ではよろしくお願いします。続いて瀬戸内海ですが。

（ 会長一任の声 ）

会長：鳴門でも播磨灘に面しているのは北灘と北泊だけ。

委員：会長に引き続きやってもらったら。

（ 異議なし ）

局長：連合海区につきましては会長と広域委員を含め7名ということですが、会長が瀬戸内海の広域委員をされるのであれば、あと5名選出することになります。

局長：そうしましたらすでに決まりました会長、広域委員さんを含めて事務局との間で別途協議させていただきます。

【 別室で協議 】

会長：それでは、引き続き委員会を再開いたします。

和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会委員につきましては、福島委員、阿利委員、島崎委員、豊崎委員、平尾委員、今治委員にお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

委員：（ 異議なし ）

会 長：それでは、選出されました委員の皆様に、簡単に就任のご挨拶をお願いいたします。

まず、会長職務代理者に選任されました、福島委員さんをお願いいたします。

（ 福島会長職務代理者 挨拶 ）

会 長：次に、太平洋広域海区漁業調整委員会委員に選任されました、豊崎委員さんをお願いいたします。

（ 豊崎委員 挨拶 ）

会 長：それでは、私が瀬戸内海を担当することになりましたのでよろしくをお願いします。

会 長：ありがとうございました。
皆様には、今後4年間よろしくをお願いいたします。

以上で本日の議案は終了しましたが、「遊漁者等が行うことができる漁法等の制限」につきまして、事務局からお話があるようですのでお願いします。

事務局： （ 資料4 により説明 ）

会 長：説明は以上ですが、ご質問等ございませんか。

委 員：後ろにゴムがついているものは禁止されているのか。

事務局：使用したときに手から離れないものについてはOKとしています。水中銃はダメです。釣具屋に売っている竹のものはOKです。他県では禁止されているところもあり、徳島ならいいぞと県外から人が多くやって来ても困りますので。また、漁船で航行する際に水中に遊漁者がいると危険だという一面もありますし、魚突きに止まらず磯根資源を採取するのではという心配もあり、要望をいただいています。

委 員：来る人間は保安部等でルールを確認してから来る。組合が禁止していても保安部がいいと言ったと言われれば何も言い返せない。

事務局：いろいろな浜で同じようなことが起こっているようで、禁止されていないからとか漁業権がないからとか、乱暴な物言いである人がいますので、そういった人たちが入りにくくなるようなやり方を考えたいと思っていますのでよろしくお願いします。

委員：あまり規制しすぎてせっかく来てくれた観光客が楽しめないのは困る。一般の人でも遊べるようにしながら規制する方法でお願いしたい。

それと産卵期のアオリイカを釣り人に釣られることによって産卵礁の効果が薄れてきている。釣り連盟も巻き込んで産卵期の禁漁についても検討できないか今後議論できればと思っている。

会長：ほかにございませんか。

ないようですので、本件についてはこれで終わります。

事務局からほかにありますか。

事務局：近々、「漁業許可に関すること」また「せん漁業の委員会指示の発出」についてご審議いただく必要がありますので、次回委員会を5月中旬頃に開催することを考えております。

改めて日程調整させていただきますのでよろしくお願いします。

会長：それでは、本日の委員会はこれで終了いたします。

皆様、お疲れさまでした。

以上でございます。

以 上